

宿泊施設バリアフリー化促進事業

全国各地の観光地において、全ての訪日外国人旅行者がストレスフリーで快適に宿泊できる環境を整備するため、旅館・ホテル等の宿泊施設が実施する客室や共用部のバリアフリー化改修等の取組を支援する。

事業内容

旅館業法の営業許可を得た宿泊施設（旅館・ホテル等）を対象とし、下記の事業に対する支援を行う。

補助区分 【支援事業例】	① 客室の必要最低限の改修等 (一般客室のレベルアップ)  手すりの設置 段差の解消	② 共用部の改修等  スロープの設置 エレベーターの設置	③ 客室の大規模改修等 (車椅子利用者用客室等の整備)  車椅子利用者用客室の整備
2019年 第1期募集 平成30年度二次補正予算 公募時期：2019年3月15日～5月31日	-	-	1 / 2 補助 上限額1,000万円 ※高齢者・障害者等の要配慮者の受入体制等に関して、一定の要件を満たす宿泊施設に限る
2019年 第2期募集 令和元年度予算 公募時期：2019年6月4日～8月2日	定額補助（必要経費の実額補助） 上限額100万円	1 / 2 補助 上限額500万円 ※②、③のどちらかのみ、或いは両方を実施のいずれの場合も可	

補助対象事業者の要件

（第1期募集）

旅館業法の営業許可を得た宿泊事業者（旅館・ホテル等）のうち、次の2つの要件を満たす者

- ① 災害時における宿泊施設の提供に関する協定を、地方公共団体と締結している組合等に所属している、又は直接に協定を締結していること
ただし、上記協定は、高齢者・障害者等の要配慮者への提供が定められたものに限る。
- ② 訪日外国人旅行者の高齢者・障害者等が宿泊した実績を有すること

（第2期募集）

旅館業法の営業許可を得た宿泊事業者（旅館・ホテル等）

※風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業を営む者は対象外

※上記内容は2019年6月4日現在のものであり、今後変更となる場合があります。